平成２５年（フ）第２４４号
長野県松本市大字松原10番地９Ｂ
債務者　畑口　幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２号
広島県福山市駅家町大字上山守12番地３
債務者　吉岡　英二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３４８号
横浜市青葉区田奈町39番地１　カーサベルデ４番館421
債務者　細田　雅洋
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
長野県佐久市野沢172番地２　コーポ内津202
債務者　柳澤三智哉（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月９日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８７号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2714番地52
債務者　荻原　朝子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３号
熊本県天草市浜崎町３―16　ボヌウール102号室、住民票上の住所熊本県天草市佐伊津町4873番地
債務者　堤内　宏武
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午前10時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第５０３号
東京都世田谷区東玉川１丁目14―８　エスプラネードⅠ―301
債務者　高橋　一朗
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２号
東京都江東区北砂４丁目16―13―201
債務者　宮内久美子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５６号
東京都府中市片町１丁目２番地405
債務者　橋崎奈津美
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１６３号
東京都三鷹市牟礼３丁目４番18号ビッグヒルズ21
債務者　佐伯　洋海
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２３号
東京都八王子市南大沢４丁目10―10―404
債務者　大黒なおみ
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２４号
東京都港区南麻布２丁目13―14―1106
債務者　高島　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１号
沖縄県沖縄市照屋１丁目42番８号　ビューハイツ203号
債務者　宮城　園子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１号
静岡県菊川市下平川799番地の１　フロールコート102
債務者　増渕　信子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６７号
大阪府泉佐野市鶴原1420番地、開始決定時の住所千葉県佐倉市白銀４丁目12番地１
破産者　山本　雅司
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部